SURE 静岡大学学術リポジトリ
Shizuoka University REpository

アダム・スミス経済学の制度主義的基礎

メタデータ	言語: ja 出版者: 静岡大学人文学部 公開日: 2011-06-28 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 田島, 慶吾 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.14945/00005740

論　説

アダム・スミス経済学の制度主義的基礎

田　島　慶　吾

本論の目的

スミス経済学における制度概念の重要性はこれまで十分に理解されてきたとは言いがたい．本論はこの制度概念こそがスミス経済学の中核をなすものであり，従って，スミス経済学は制度の経済学として把握できることを示す．スミスは『道徳感情論』（以下，TMS）において「道徳の一般的諸規則」を同時に「行為の一般的諸規則」とした．行為の規則に従った行為はもはや個人行為ではない．それは集合行為であり，行為の規則とは個人行為がそれに従うことによって集合行為になるのであるから，制度であると言える．『諸国民の富』（以下，ＷＮ）の経済理論はこのTMSにおける制度主義理論に立脚している．

１．制度，社会秩序および集合行為

１－１．制度の定義と制度の機能

以下の議論のために，ここで制度の定義およびその機能に触れておこう．制度（institution）は一般に「行為の規則（ルール）」あるいは非市場的な行為の調整様式，つまり，価格メカニズムによらない行為の調整様式とされる．行為規則は行為の規則性においてのみ観察可能であるので，「行為の規則性」（Rutherford, 1994, p.82）とも理解される．制度概念には区別されるべき意味が二つある（Nelson and Sampat, 2001, pp.33-38）．この二つは制度の「制約的機能（restrictive function）」と「認知的機能（cognitive function）」として区別される（Dequech, 2006, pp.117-20）．この区別は制度を１．「行為を制約するルール」とするか，２．「行為に意味を与えるルール」＝「行為のふさわしさを与えるルール」かの違いに由来する（河野，2006）．定義１．は制度を「行為者の行動に科されるパターン化された制約（ルール）」とする新制度派経済学（The New Institutional Economics; 以下NIE）の定義であり（North, 1990 ; Ostrom, 1990 ; Eggertsson, 1990），「制度とは公式的，非公式的な一連のルールおよびその執行のための取り決めであり……個

人の行為を方向付けることにより，不確実性を減少させる」（Furubotn and Richter, 2000, p.6）.

この行為を制約するルールは，ゲーム理論の「ゲームのルール」（戦略の集合）に相当するものであるが，このルールがゲームの解を導く戦略（均衡戦略）とされる場合，制度とは「ゲームのされ方」（いかにゲームがプレイされるか）と理解される（Schotter, 1981）．これは例えば，繰り返し囚人のジレンマゲームにおけるナッシュ均衡戦略を制度とする考えである．ナッシュ均衡戦略は自己拘束的であるので，行為に自己制約を科す「ルール」と理解される[1]．他方，本稿で使用される制度概念は，新制度主義社会学（The New Institutionalism in Sociology），組織分析における新制度主義（The New Institutionalism in Organizational Analysis），新しい経済社会学（The New Economic Sociology; 以下NES）における制度概念であり，「行為を意味づけるルール」が「期待された行為のパターン」を生み出すとするものである（Matinelli and Smelser, 1990; Smelser and Swedberg, 1994; Granovetter and Swedberg, 2001）[2]．NESによれば，制度とは，所与の社会において，なにが行為ないし社会的関係の，適切で正当な様式，あるいは期待された様式であると感じられているかを規定する規範的な行為のパターンである．

この定義の違いは制度の機能の違いを予想させる．NIEでは効率性（パレート効率性）の観点から，制度は市場の「不備」を改善するものと考えられている．アローは価格システムが有効に機能しない状況下での「非市場的な方法による資源配分」（Arrow, 1974, p.26）の方法として，集団行為と制度―組織，信頼，倫理，道徳の原則―に言及したが，これは新古典派経済学における制度の考察は価格メカニズムが有効に働かない場合の集合行為による経済的効率性の改善可能性の問題であるという基本的な方向性を示している．限定された合理性と情報の不完全性とにより取引費用が存在する状況では，制度は行為の不確実性を減少させ，取引費用を節約し，効率性の改善に資するものである．他方，「行為者の行為を意味づけるルール」としての制度概念とは次の機能を含む．

１．制度は特定の社会的文脈における個人の知覚・認知・認識の準拠枠を形成し，他者の行動についての予測を可能とする情報を提供する．

２．制度は特定の社会的文脈における「行為の適切さ」（何が価値ある目的であるのか，この目的を達成するのに何が適切な行為であるのか，等）を定義する（Nee, 1998）．

制度概念は行為の規則性と深く関わっている．１．の定義では，制約としてのルールに行為が従う結果，行為が規則性を持つようになると考えられるが，２．の定義によれば，「規則に従う行為そのもの」である．行為者に関して言えば，前者では制度という制約下で効用最大化を目指すrational maximizer，後者は「純粋な」rule follower と区別することができる（Rutherford, 1994, p.51）．行為を制約するルールと行為の意味づけのルールの違いについて，共有された戦略（shared strategies）と規範（norm）を区別したOstrom（2005）の見解が明瞭である．「共有された戦略」とは「状況Yにおいて，選択肢AとBとの間でAの選択を行うのは，それが利得を増すからである」

との「共通の理解」に基づいて同じ戦略を採ることである．規範とは，「状況Yにおいて，選択肢AとBとの間でAの選択を行うのは，それが『適切』『義務』であるからである」との理解に基づき，行為を行うことである．制度は社会秩序なのか，社会秩序を形成するものなのかの観点から言えば，NIE等では，社会秩序とはある種の均衡（パレート効率性）や均衡戦略（ナッシュ均衡）が考えられ，NES等では意味づけのルールが成立している事態そのものが秩序である．この秩序観はスミスにも当てはまる（Skinner, 1990, p.69）．

本論では制度を「共有された意味了解に基づいた，複数の行為者間に成立する行為基準（standards of conduct）」を意味するものとしよう．行為基準とは「習慣・慣習」，「法と慣行」，権威・命令関係（団体行為）といった，社会的に，つまり，相互に関連した諸個人の間で受容された行動選択の規則を意味する[3]．これらの意味内容が行為者によって理解，了解され，またこれらによって諸個人の行為がパターン化されることにより，個人行為は集合行為（collective action），つまり，規則に従った行為となる．

１－２．制度の種類－「法」と「慣行」－

制度は「フォーマル」な，および「インフォーマル」なルールに分類される．前者は「法」（法律，行政諸規則，定款，規約など，その意味内容が明示化されており，その理解が行為者間で共有されているもの）であり，後者は「慣行（コンベンション）」（伝統，慣習，規範・倫理といった，明文化されてはいないが，その意味内容に関して暗黙の了解があり，これが行為者間で共有されているもの）である．本論では行為基準は行為規則（rules of conduct）と行為規範（norms of conduct）とからなるものとしよう（前者は「法」に，後者は「慣行」に対応し，「規範」は「慣行」の中に含まれる）．この分類はそれぞれの執行（enforcement）メカニズムの違いに由来する．ヴェーバーを援用すれば，「慣行（Konvention）」は「その効力[4]が，ある特定のサークル内部における違反が比較的に一般的な，実際それと感じられるような非難を招くという可能性により外的に保証されている」（Weber, 1985(a), S.17. 54頁）のに対し，「法（Recht）」は「その効力が，遵守の強制や違反の処罰を本務とする専門スタッフの行為による肉体的あるいは精神的な強制の可能性によって外的に保証されている」（ibid, 55頁）秩序を意味する．道徳性（morality）とは慣行の中でその「効力」が「内的に保証されている」（ibid., S.18. 57頁）ものを指す．規範の「効力」は「義務」と呼ばれる．経済学的にはこれは「ルールの自己執行」とされるが，「慣行」と「規範」との区別は，その執行メカニズムが「義務の感覚」を伴うかどうかの違い，従って，外的な非難か内的な「非難」かの違いに由来する．

執行メカニズムの違いという考えは更に「行為の蓋然性」という概念に結びつく．「法」は最も拘束力が強いのであるから，合法的行為が選択される蓋然性は高い．「慣行」は法よりも拘束力が

弱いのであるから，慣行的行為の蓋然性は合法的な行為よりも低いであろう．「慣行」および「法」の執行は「Chance（蓋然性）」の問題である．「行為は特定の『期待』を基準に合理的に行われる事ができ，それ故に，一人一人の個人に特定のチャンスを与えることができる」（Weber, 1985(b), S.440. 34頁）．

１－３．準拠集団（reference group）

法も慣行もある「サークル」内部でのみ拘束力をもつ．このサークルは「準拠集団（reference group）」と呼ばれる．個人の意見，態度，判断，行動などの基準となる枠組みを準拠枠といい，この枠組を提供する集団を準拠集団という．準拠集団は行為基準の逸脱と遵守にサンクションを与える規範的機能を有する．二人の人間の間で交わされる約束はこの二人を準拠集団とし，最も広い準拠集団は社会である[5]．以下に述べるように，スミスにおいては，この集団は直接に相互行為する行為者とそれを観察する観察者とからなる．

２．同感理論と制度

以上で制度に関する予備的な考察を終わり，TMSにおけるスミスの制度主義理論の考察に移ろう．TMSにおけるスミスの議論は，制度を行為を意味づけるルールとする制度概念に適合的である．スミスは，後述するように，制度を「行為の一般的諸規則」としたが，この「規則」は行為に「意味」（適宜性と規範的な正しさ）を与えるのである．以下では，制度という観点から必要な限りでスミス『道徳感情論』の議論を要約しよう．

２－１．他者性，動機，社会的状況

１）他者性

スミスは道徳諸感情は他の人間の諸感情に或る「依拠関係（a reference）」をもつということから出発する．スミスは繰り返しこのことを述べた．「我々のこの種の諸感情は常に他人の諸感情に或る秘密な依拠関係（some secret reference）をもっている」（TMS.III.1.2）．「これらの性格｛有徳，悪徳な｝はともに，他の人々の諸感情に直接の依拠関係（immediate reference to the sentiments of others）をもっている」（TMS.III.1.7）．経済学的に言えば，これは，スミスにおいては人間の感情，行為は「外部性」をもつものとして想定されていたと言えよう．この「感情」「行為」の外部性の存在がスミスの最も根本的な仮定である．

２）動機の多元性

また，スミスによれば行為の動機は情念（感情）であり，私的利益のみを図る我欲的情念（selfish passions），同情や利他心といった社会的（social）情念，憎悪や怒りといった非社会（unsocial）的情念からなる．これら三者はその人固有の選好を形成するが，スミスはこの選好から直接個人の行為選択を導き，それが他者の行為とどのように関係するかという論理を採らない．スミスは情念による選好順序がどうであれ，そしてまた情念から発する行為の質が何であれ，それは個人間の社会秩序（「社会秩序」の定義については後述）を保証するものではないとした．スミスによれば，行為の「状況に応じた適宜性」（Haakonssen, 1981, p.36）のみがこの秩序を成立させるのである．

３）同感と社会的状況

上記の諸情念と同胞感情から，同感は「あらゆる情念に対する同胞感情」（TMS.I.i.1.5）と定義される．同感が「徳」と結びつくのは，それが行為の「値打ちと適宜性に関する我々の自然的感覚」（TMS.III.4.8）を与え，この２つの自然的感覚をスミスは「道徳諸感情（moral sentiments）」としたからである．同感は周知のように，「想像上の立場の交換」（TMS.I.i.4.6）において相手と同じ「境遇」に想像の中で立ってみて，自分がどう感じるかを意味するが，しかし実際のところ，「想像上の立場の交換」とは一体何を意味するのであろうか？　これは要するに，人は他人の感情や行為を予期・予想しつつ，行為を行うということではあるまいか．とすれば，これは行為が社会的状況，即ち，「行為者同士の，他の行為者の行為について相互の期待に依存して行為が行われる状態（mutually independent reciprocal expectations by the players about each other's behavior）」（Harsanyi, 1977, p.10）において行われることを意味しよう．この社会的状況では，行為者の抱く「期待」が重要な役割を果たす．この「状況」において行為者の「期待」は次のような構造を持つ．

社会的状況において，行為者Ａにとっては，Ｂに対するその行為（Ｘ）は行為者ＢのＡに対する行為（Ｙ）を引き出すだろうという期待，および，行為者Ｂにとっては，その行為（Ｙ）が，行為者ＡのＢに対する行為（Ｘ）を引き出すだろうという期待に支えられている．つまり，行為者は行為者双方における「期待」に基づき行動する．

このような「期待」の相互依存的状況では行為選択は不確実なものとなる，なぜなら「予測が予測に依存しているシステムだからである」（盛山，1998，112頁）．　Aの行為選択はBの行為への予測に依存しているが，同時にBの行為選択はBによるAの行為の予測に依存しており，さらに後者は再びAによるBの行為の予測に依存しているので，行為選択は不決定または不確定となる．従って，この期待の相互依存状態に由来する不確実性から脱却するためには，行為者の間に行為選択の根拠

となる「共通の期待」が存在していなければならない[6].

４）「正当な期待」と第三者視点

不可確実な「期待」の相互依存状態の解消のために，ある「正当な」基準が，つまり，行為者がそれを基準にして行為を選択することが高い蓋然性を持って期待される基準が行為者間に存在する必要がある．この「正当な期待」の根拠となる「基準」を行為基準と呼ぶことは許されよう．スミスの同感理論は社会的状態から，共通の行為基準の成立を経て，社会秩序を形成する一つの論理を示している．「想像上の立場の交換」とは，上記の社会的状況において生じるが，スミスはここに重要な要素を加えている．観察者視点である．スミスの社会的状況は行為者ＡとＢとの間ではなくて，行為者Aと行為者Bとが直接に相互関係する状況を「外」から眺める「観察者」との関係において生じるという点が重要である（行為者Ｂは，行為者Ａの行為を誘発する「動機」として，または，行為者Ａの行為を被る「結果」として行為者Ａの行為の中に含まれる）．従って，行為者の期待は，直接に他者に向けられるのではなく，行為者の直接的相互行為を，この行為の外にあって，これを観察する観察者の視点に向けられる．

この社会的状況において，「私」がある行為を選択しようとする際に「私」と「観察者」とは次のような「期待」を抱く．

１．「私」は「観察者」が同じ状況に置かれれば，「観察者」も同じ行為を選択するであろうと期待する．これは観察者への同感である．

２．「観察者」は同じ状況であれば，「観察者」と同じ行為を「私」が選択するだろうと期待する．

３．「私」は「観察者は，同じ状況であれば，「観察者」と同じ行為を「私」が選択することを期待する」ことを期待する．

この期待の連鎖は一見，無限に進行するように思えるが，スミスにおいてはそうではない．というのは，「私」と「観察者」の間に非対称的な関係があるからである（Griswold, 1999, p.95, pp.121-22）．TMSにおいて観察者の同感が重要な位置を占めるが，それは観察者の「是認」および「否認」というサンクションが行為の適宜性を生むからである．従って，３．は次のようになる．

４．「私」は「観察者は，同じ状況であれば，「観察者」と同じ行為を「私」が選択することを期待する」ことを期待するが，これは，自分の行為が引き起こすであろう観察者の反応に関して，「私」は「是認」と「否認」と呼ばれる期待を持つからである．

観察者による「サンクション」の期待により，「４．「私」は，「観察者は，同じ状況であれば，「観

察者」と同じ行為を「私」が選択することを期待する」ことを期待する」ことは，「私」と「観察者」の間に共通の期待を生み出す．行為がこの共通の期待に従い行われれば（行為の方向付け），それは行為基準となる．

２－２．「行為の一般的諸規則」と「義務の感覚」

１）行為の適宜性と値打ち－行為の意味－

観察者への同感は情念を動機とする行為およびその帰結に関して，「行為の適宜性（propriety of conduct）」（TMS.I）と「行為の値打ち（merit）」（TMS.II）の感覚を与える．スミスによれば，「行為の適宜性」とは行為の動機に関して，「行為の値打ち」とは行為の動機と帰結に関してそれぞれ「観察者」＝他人の是認（approbation）を得た行為の質を意味する．観察者への同感による「行為の適宜性」および「行為の値打ち」の感覚とは以下のことを意味するであろう．

１．「観察者への同感」は，特定の社会的状況での「正当な期待」の成立を意味している．つまり，同じ状況であれば，「観察者」と「私」の行為の方向性は同じであり，また「他者」も「私」と同じ行為を選択するであろうという「期待」の根拠を示す．

２．更に，特定の社会的状況における行為の「適切さ」（行為の適宜性）および「値打ち」（規範性）という行為の意味を与えている．

３．最後に，行為の適宜性および規範性についての「感覚」，つまり，十分な根拠をもった主観的な確信を与える．スミスは常に適宜性の「感覚」，値打ちの「感覚」，義務の「感覚」という言葉を使用していることに注意したい．「感覚」とは，行為者が抱く，行為が適宜的である，値打ちがある，義務からなされている，という行為の意味の正しさについての主観的な確信を意味する言葉であろう．

２）「正当な期待」から「行為の一般的諸規則」へ

以上は，「他人の諸感情と行動に関する我々の諸判断の起源」の説明であるが，スミスは更に「我々自身の諸感情と行動に関する我々の諸判断の起源」を問い，「想定された中立的な観察者」の同感により，「義務の感覚（sense of duty）」，つまり「行為の一般的諸規則への顧慮（regard to those general rules of conduct）」（TMS.III.5.1）が生まれるとした．スミスは社会的，反社会的，我欲的情念から発する行為が同感により是認され，行為の適宜性と値打ちを持ったものとして，それぞれ仁愛（beneficence），正義（justice），慎慮（prudence）の徳を対応させ，これらの徳を「道徳性の一般的諸規則（general rules of morality）」（TMS.III.4.8）と呼んだのであるが，スミスが「道徳性の一般的諸規則」を同時に「行為の一般的諸規則」としていることに注目にしよう[7]．行為は情念からではなく，この一般的諸規則への「顧慮」からなされるべきものであり，この「顧慮」にお

いてのみ行為は「有徳」である．ここでは，「情念（感情）による選好順序に基づく行為選択の立場」から，「一定のルールを行為選択の規準とする立場」への移行が示されているのである．上述した行為の動機としての三つの情念の選好順序がどうであれ，情念的行為は個人行為でしかなく，そのままではその徳性を判断することはできない．例えば，社会的情念から発した行為でさえ，スミスの立場によれば，「有徳」ではない．人がどれほど利他的選好をもつにしても，その個人の行為は有徳であるとは見なされないのである．

３）義務の感覚と「制度」

同感理論において大きな役割を果たす「観察者」には二種類あることが知られている．第一は，現実の「観察者」であり，行為者が所属する準拠集団の他のメンバーである．他方，「中立で公平な観察者」「胸中の観察者」とは，行為の準拠枠が現実の周囲の人々ではなく，抽象的で，全ての個人に関係するという意味で公平な行為の一般的諸規則を意味するものであろう．この「観察者」から「中立で公平な観察者」への移行を「世論」から「良心」への移行と捉えることがスミス研究において普通であるが（Cf. Rachael and Macfie, 1976, pp.6-10），本論では「中立的で公平な観察者」概念と「道徳性の一般的諸規則」概念との同時存立ということから，「中立的で公平な観察者」とは行為基準として「道徳性の一般的諸規則」を顧慮することであると理解する．従って，「公平な観察者」による「是認」とは行為者自身が行為の一般的諸規則を顧慮しつつ行為することであると理解できる．

「それらの行為の一般的諸規則は本来，義務の感覚と呼ばれるべきものであり，人間生活において最大の重要性をもつ原理であり，そして人類のうちの大多数がそれによって，彼らの諸行為を方向付けることのできる唯一の原理である．」（TMS.III.5.1）

諸個人は「行為の一般的諸規則」の遵守により，その行為を「方向付ける」のであるから，「道徳性の一般的諸規則」は制度と呼ぶことができる．仁愛，正義，慎慮の徳とは，個人の行為がそれに従うことによって集合行為になるのであるから，制度なのである．簡単に言えば，行為の規則（正義）と規範（仁愛と慎慮）とは，その意味内容が諸個人によって共有され，行為基準となるという意味で制度であると理解できる．従って，TMSにおける同感理論による道徳性の一般的諸規則の導出は制度の最も抽象的な形，行為基準の導出なのである．

２－３．社会秩序

厳密に言えば，社会的行為，社会的関係と社会秩序とは区別されるべきである．社会的行為とは，

他者の「過去や現在の行動，或いは未来に予想される行動へと方向付けられた」（Weber, 1985(a), S.11. 35頁）行為であり，他者の行動に関する「期待（Erwalten)」に「自分の行動を向ける」行為である．これは一方通行の場合でも，他者を志向していれば社会的行為である．社会的関係とは社会的行為の中で，「意味内容が相互に相手を目指し，それによって方向付けられた多数者の行動」（ibid., S.13. 42頁）を意味し，従って，行為の意味内容が相互に了解され，この了解に基づき行為が行われているような社会的行為（相互的社会行為）である．最後に，「秩序」は「行為が或る明らかな原則に（平均的および近似的に）従っている場合」（ibid., S.16. 50頁）の社会的関係の「意味内容（Sinngehalt)」であり，従って，社会秩序とは「当事者の側から見て『正当な秩序』という観念に方向付けられている」（ibid., S.16. 50頁）社会的関係を意味する．つまり，

１．予想の根拠となる行為選択の基準

２．この基準の相互了解

３.「正当な秩序」という相互了解の意味内容

の３つを備えたものが「社会秩序」であり，これは「慣習（Sitte）や利害関係によって社会的行為の過程に生じる単なる規則性以上のもの」（ibid., S.16. 50頁）を示し，次の二種類を指す.「慣行」と「法」（ibid., S.17. 54-55頁）である．つまり，期待の根拠が「法」と「慣行」になった場合，社会的関係は社会秩序となる[8]．法も慣行も「効力を持つと観念された規範」（ibid., S.15. 48頁）であるので，「私」の「主観的」な確信－法も慣行も効力を持つという確信－を意味するが，同時に，極めて高い蓋然性を持って，他人もまたこの効力を確信しているであろうことを意味する．スミスは徳として，正義，仁愛，慎慮を挙げたが，これは法＝正義，慣行＝仁愛と慎慮に区別されよう．行為の一般的諸規則が形成された後，諸個人がこの規則を顧慮することにより，諸個人の行為はもはや個人行為ではなく，集合行為となろう．つまり，諸個人の行為は規則性を持った，規則に従う行為そのものとなる．

２－４．徳性ある行為と状況に応じた適宜性

正義，仁愛，慎慮とは行為を制約するルールではないことに注意しよう．義務の感覚による行為の選択において，徳は行為の制約ではない．有徳な行為そのものである．正義，仁愛，慎慮は道徳性の一般的諸規則への行為者の「顧慮」によるものであるから，それらはもはや制約ではない．情念的行為（社会的関係をもたない）と観察者の同感によるサンクション→行為の一般的諸規則＝「社会秩序」→一般的諸規則への行為者の「顧慮」＝「義務の感覚」というスミスの論理によって，一般的諸規則への行為者の「顧慮」は行為者の「義務の感覚」とされるのであり，「義務の感覚」による行為は有徳な行為そのものである．

行為の一般的諸規則への顧慮は，常に特定の社会的状況において行われる．ＷＮの有名な文章

中にある「交換においては相手の仁愛にではなく利己心に訴える」とは，当然，交換という経済的な場面では，選好順序は慎慮≻仁愛である．しかしながら，別の状況では，仁愛≻慎慮の順序は当然予想される．Nee（1998）はこのような状況に応じた適宜的行為の選択を，「行為選択は状況の対応（correspondence）である」という「文脈によって制約された合理性（context-bound rationality）」（Nee, 1998, pp.4-5）と呼んだが，このような行為選択をToboso（2001）は「制度主義的個人主義（institutional individualism）」のモデルによって説明した．制度主義的個人主義における行為選択とは次のようなものである（Toboso, 2001, pp.769-70）．

１．合理性仮定　行為者はその状況において適切に（合理的に）行動する．
２．状況の記述　行為者Ａは状況タイプＣにいる．
３．合理性仮定の下での制度主義的個人主義的分析　状況タイプＣにおいては，行うべき適切な（合理的な）ことはＸである．
４．それ故，ＡはＸをなす．

「状況」は「制度的条件（institutional conditions）」と呼ばれ，個人の選好に影響を及ぼす．このモデルは個人の側に様々なタイプの合理性を仮定し（ある場合は道徳や連帯といった他者を考慮した「適切さ」，他の場合は「自己利益」），この合理性とその個人が置かれた「状況」との二つの要素により，個人の行為選択を説明するものとなっており，「状況」による一方的な個人の行為選択の決定とはなっていないことが特徴である[9]．

３．TMSとＷＮ－制度の経済学－

前節までの議論をまとめると次のようになる．
１．「道徳の一般的諸規則」とはある準拠集団（行為者と観察者）において形成される「制度」＝行為基準である．
２．行為基準とは行為規則（正義の法）と行為規範（慎慮と仁愛）とからなる．
３．個人は「状況」に応じた「適宜的行為」を採る．
４．行為がこの行為基準を志向する場合，それは集合行為となる．

我々は以上の観点からWNを考察する．ＷＮでは「集合行為」はより具体的に資本家と労働者の「行為類型」として把握されることになる．そして本節では更に，
５．行為がこの行為基準を志向する程度は，執行メカニズムの違いにより蓋然的なものとなる．従って，行為基準からの行為の逸脱の可能性に言及しよう．

TMSの制度論がどのようにWNの経済理論の前提となっているかを論じる前に，WNの主題とは何かを明らかにすることが必要であろう．WNの主題は富の本質を消費財とし，富増大の原因を分業による生産力の増大と資本家の投資に求めることにあったが，スミスは，分業の進展は市場の大きさによって決定されるとすることにより，資本家の投資が富増大の主要因とした（「勤労ではなく，節約が資本増加の直接の原因である.」（WN.II.iii.16））市場の大きさは資本家の投資による雇用労働量に依存し，この量は資本投下が農業→工業→商業の順序になされた場合に最大になる．そしてこの場合にのみ，国富も最大となる．この資本投下の農業→工業→商業の順序をスミスは「資本投下の自然的順序」とした.

３－１．行為規則（正義の法）と行為類型

上述の「主題」はスミス経済学の新古典派経済学的理解とは異なる．その理解によれば，利己心の自由な追求が価格メカニズムを媒介にして，結果として社会全体の富を増大させるとするのである．利己心の追求は暗黙の内に合法性を前提としているから，これは次の行為類型を想定しているのである[10].

A．正義の法[11]の枠内で資本家は高利潤を求めて資本を投下し，労働者は高賃金を求める.

この把握は，しかし，資本家の節約，労働者の勤勉を導くことはできない．高利潤（率）だけを顧慮するのであれば，スミスの生きた時代には外国貿易が最も高利潤率であった．従って，この理解は，資本家は何故，倹約し，資本投下を行うのか，また，雇用された労働者は何故，勤勉に働くのかという問いに対して適切に応えることはできないのである.

３－２．行為規範と行為類型

正義の法を行為規則とする把握に対して，正義に加えて，慎慮の徳を行為規範とすることは次の行為類型を想定している.

B．正義の法の枠内で，更に，慎慮の徳により資本家は倹約的であり，高利潤を求めて資本を投下し，労働者は勤勉に働き，高賃金を求める.

これが「ＷＮにおける経済人はTMSにおける慎慮の人である」という確定の中身であるが，この行為類型により，資本家・労働者の行為の合法性，および，資本家が常に倹約的であり，労働者が常に勤勉であるいう規範性を理解できる．この把握によれば，「正義と慎慮の諸規則」の枠内で

私的利益の追求は行われることになる．法の遵守は単に行為規則に従った行為であるのに対し，資本家の倹約＝投資と労働者の勤勉とは行為規範に従った行為であり，従って，正義の法の遵守と慎慮の徳がWNの主題を説明する．

３－３．行為の一般的諸規則と行為類型

私的利益の追求に関してスミスは次のようにのべている．

「私的利害の諸対象の追求は，その対象自体に対するどんな情念からよりも，むしろ，そのような行動を規定する行為の一般的諸規則への顧慮からでるものでなければならない．」（TMS.III.6.6）

この文章を字義通りに取れば，私的利益の追求は「行為の一般的諸規則」，従って，仁愛，正義，慎慮の徳への顧慮によって行われるということになる．資本家，労働者は「行為の一般的諸規則」への顧慮，つまり，「義務の感覚」に基づき行為する．問題は，行為の一般的諸規則には「仁愛」が含まれていることであるが，これは，WNにおける「交換においては相手の仁愛にではなく，利己心に訴える」という文言と整合的ではない．だが，「状況に応じた適宜的な行為の選択」論によれば，WNの世界という経済的状況における「文脈によって制約された合理性」ある行為とは，慎慮≻仁愛の選好順序による行為選択によることを要請する．従って，「行為の一般的諸規則」への顧慮から仁愛への顧慮が選好されるべきではなく，正義の法の遵守と慎慮の徳がWNの主題を説明することになる．

３－４．行為規準からの逸脱の可能性

慎慮の徳によるＷＮの主題の説明は目新しいものではない．「徳」を行為規準としての制度とする理解は「徳」とは「社会的」徳であるから，個人の行為は「社会的」行為であるとする理解とどのように異なるのであろうか？ 「徳」を行為規準としての制度とする理解は行為基準に準拠した行為を説明するだけでなく，行為基準から逸脱した行為をも行為基準の遵守の度合い（蓋然性）という観点により，統一的に説明できるという利点を持つ．行為基準から逸脱した行為は次のようになる．

Ｃ．資本家は奢侈・浪費的であり，労働者は怠惰である．

資本家，労働者がこのような行為規準に従うことがあることはWN第五編第二節「司法費について」で述べられている．そこで，スミスは何が他人の財産を侵害させるのかと問い，それは「富者

の貪欲と野心」と「貧者の怠惰」であるする.

「富者の貪欲や野心（avarice and ambition in the rich）と，貧者が労働を嫌悪したり，目前の安逸や享楽を好んだりすること（in the poor the hatred of labour and the love of present ease and enjoyment）は，財産の侵害を刺激する情念であり……ずっと普遍的な影響を及ぼす.」（WN. V.i.b.2）

野心と貪欲の行為および怠惰は，行為規則からも行為規範からも逸脱した行為であるので，１．規範的に正しくない（行為規範からの逸脱）２．違法（正義の法からの逸脱）である．この場合，行為類型Ｃ．は法の拘束力がないという事態を示している．この「奢侈」と「怠惰」とは所有権を侵害する「情念」であるので，観察者の「同感」を得ていない．従って，これらは社会的に適宜性のない生の情念である．そして，情念から発する行為は個人行為，つまり，他者を志向しない行為であるので当然に社会秩序を構成しない．ここではこの情念が「行為基準」となっているのである[12]. 以上から,「徳」を行為基準としての制度とする理解は，行為基準の遵守の度合い（蓋然性）という観点から行為基準に準拠した行為を説明するだけなく，それから逸脱した行為をも説明することができるということが分かろう．この論理を明瞭な形で示すのがスミスの「道徳感情の腐敗」の議論である.

３－５．行為規範からの「逸脱」－「道徳感情の腐敗」－

行為者が行為基準を遵守する程度は蓋然的なものであるので，諸個人の行為は，これらの規則に完全には拘束されず，規則から「乖離」する可能性が存在する．行為規範からの資本家行動の逸脱をスミスは「道徳感情の腐敗」とした[13]．スミスはTMSの「富裕な人々，上流の人々に感嘆し，貧乏で卑しい状態にある人々を軽蔑，或いは，無視するという性向によって引き起こされる我々の道徳諸感情の腐敗（corruption of our moral sentiments）について」（TMS.I.ii.2）という題名の章で，道徳感情の腐敗は「歓喜への同感」が引き起こすとした.「歓喜への同感」とは「我々よりも優れた者に対する同感」（LJ(B), 12-13）であり,「野心」「貪欲」「虚栄」をスミスはこの同感により説明する.

スミスは「人類のうちの大群衆は，富と上流の地位の感嘆者であり崇拝者であって，しかももっと異常かと思われるかもしれないが，利害関係のない感嘆者であり崇拝者なのである」((TMS. I.iii.2）と述べた上で，こうした事態が「我々の道徳感情の腐敗を引き起こす大きな普遍的な原因（the great and most universal cause of the corruption of our moral sentiments）である」（TMS. I.iii.2.1）と断定する．この道徳感情の腐敗と呼ばれる事態の内実は「野心と貪欲」「虚栄」である.

「人間生活の悲惨と混乱の双方の大きな源泉は，一つの不変的（permanent）な境遇と他の境遇との違いを過大評価することから生じるように思われる．貪欲（avarice）は貧困と富裕の違いを過大評価し，野心（ambition）は私的な地位と公的な地位との違いを，虚栄（vain-glory）は，無名と広範な名声との違いを過大評価する．それらの過度の諸情念（extravagant passions）の影響下にある人間は，彼の実際の境遇において悲惨であるばかりでなく，しばしば，彼がそのように愚かにも感嘆する境遇に到達するために，社会の平和を乱そうとする．……それらのうちどれも慎慮または正義の諸規則（rules of prudence or of justice）の蹂躙に我々を駆り立てる情念的な熱意をもって追求されるものではありない」（TMS.III.3.31）．

これが「道徳感情の腐敗」と呼ばれるのは，「慎慮または正義の諸規則の蹂躙に我々を駆り立てる」情念が資本家の持つべき徳性である「慎慮」を腐敗させるからである．つまり，資本家は単なる「我欲的情念」から利益を求めるが，ここでの行動類型は以下のものとなる[14]．

Ｄ．正義の法の枠内で資本家は貪欲に利益を追求する．

この行為類型は，行為規則（正義の法）は遵守されているが，行為規範（慎慮）は遵守されていないことを示している．つまり，これは「徳性の腐敗」ではあっても，「違法」ではないので，道徳感情の「腐敗」と呼ぶのが適切である．以上の行為類型を並べると以下のようになる．

Ａ．情念的，私的利益の追求＋行為規則（正義の法）

Ｂ．行為規範（慎慮）＋行為規則

Ｃ．情念的，私的利益の追求と行為規範からの逸脱

Ｄ．行為規範からの逸脱＋行為規則

これは，Ｂ.→Ａ.→Ｄ.→Ｃ.となっている．つまり，正義の法＋慎慮→正義の法＋私的利益の追求→正義の法＋貪欲と野心→所有権を侵害する「奢侈」「怠惰」の情念の移行を示している．

３－６．行為規準，行為類型，社会秩序

以上の４つの行為類型とその変化が示していることは，行為規準が異なれば，集合行為も異なり，従って，異なった社会秩序をもたらすということである．つまり，行為規準は社会秩序を支えるものであるが，これは行為基準の遵守の蓋然性により，行為基準の変化を，従って，社会秩序の変化を引き起こすものと把握されているのである．これはTMSにおける「情念→同感による行為の一般的諸規則の形成＝行為基準→行為基準の遵守＝徳性ある行為」とは逆の連関，「行為基準→行為

基準の遵守の蓋然性→行為基準の変化（逸脱）→社会秩序の変化」を示しているのである．

４つの行為類型の内前三者は社会秩序を形成するが，Ｃ．は形成しない．これは「奢侈」と「怠惰」が観察者の同感を得ていない私的利益のみを追求する「我欲的情念」であるからである．情念から発した行為は個人行為であり，そもそも社会的関係を形成しない．他方，前三者の社会秩序は異なっている．前提となる行為規準が異なっているからである．

行為規則と行為規範とは，前述したように，それぞれの執行メカニズムを持つ．ルールの拘束力という観点から，上記の新古典派経済学的理解と「ＷＮの経済人＝TMSの慎慮の人」理解を解釈の違いとしてではなく，行為類型の違いとしてみよう．行為規則は行為規範よりも拘束力が強く，逆に行為規範の拘束力は行為規則のそれよりも弱い．すると，Ｂ.とＡ.とは，異なった行為規準に従う異なった行為類型であることが分かる．後者は行為基準の中で，正義の法＝行為規則のみを規準としているのに対し，前者は慎慮の徳＝行為規範をも規準としているからである．

道徳感情の腐敗の論理も同じ理由による．正義の規則は，それが強制可能であるがために，逆に言えば，それらに違反することが法的なサンクションの対象となるが故に，法の規則を遵守する蓋然性は極めて高い．他方，慎慮は「義務の感覚」によって遵守されるので，この規範の遵守の蓋然性は正義の法のそれと比較して低い．スミスはこの行為規則の遵守の蓋然性から，道徳の一般的諸規則の中で，その遵守の蓋然性の最も高い正義の法のみが顧慮され，その他の徳の一般的諸規則（慎慮と仁愛）が顧慮されない事態，従って，行為の適宜性を持たない野心と貪欲という二つの情念が「行為規準」となって現れる事態，こうした事態を「道徳感情の腐敗」と呼ぶのである[17].

スミスがＷＮで示したのは，制度主義の立場から言えば，一定の社会的帰結（「富の増大」）をもたらすような集合行為を形成する行為基準とは何か，ということであった．スミスはこれに応えて，それは正義と慎慮であると言うのであるが，これはスミスの経済学はTMSにおける制度と集合行為の理論の立脚していることを示している．スミスは更に，行為基準からの逸脱の蓋然性の論理をも示し，これを「道徳感情の腐敗」としたのである．

終わりに．

資本家，労働者の行為をそれぞれの階層という準拠集団における行為類型として把握すれば，スミスのTMSとＷＮとは，行為の一般的諸規則という制度と「行為の意味づけ」という観点からの制度の形成，この制度の妥当する「準拠集団」，および，その集団内での集合行為（類型的行為）の蓋然性の三者からなる制度主義理論によって説明できよう．スミスはＷＮの経済学を，TMSの「制度＝行為の一般的諸規則」を行為基準とする行為類型＝制度の経済学として構想していたことが分かる．本稿はここにアダム・スミスの理論的意義を見る．

注

⑴ 「制度とは，ゲームがいかにプレイされるかに関しての集団的に共有された予想の自己維持的なシステムである」（Aoki, 2001, p.185）.

⑵ 更に，以下の文献を参照のこと．新制度派経済学と新しい経済社会学の誕生が同時であるとの興味深い指摘をしたのは，Granovetter（1990）である.

⑶ 法や慣行などの制度は「制度的環境（institutional environment）」，団体，企業，組織などの制度は「制度的布置（institutional arrangement）」とする．後者における行為は「団体行為」，その規準は団体規則，或いは，統治構造である.

⑷ 「効力」とは，「相当の程度まで（行為の）原則が守られている」（Weber，1985（a），S.16.51頁）ことを意味する.

⑸ Hayakawa（2000）は，こうした準拠集団による個人選好の集団への依存性をinterdependence via reference group（p.6）と把握し，この依存性が規範に導かれた行為を説明するとしている.

⑹ 相互行為における行為の「重心」または「焦点」である．パーソンズの「価値規範」，Lewis（2002［1969］）の「共有知」，Shelling（2002［1960］）の「フォーカル・ポイント」または，Shotterの「慣習」がこれにあたる.

⑺ 厳密に言えば，道徳性の一般的諸規則は仁愛と正義のみであり，慎慮は入らない．慎慮は「下級な徳」とされるからであるが，慎慮もまた「是認され」「賞賛される」徳であるので，ここでは，道徳性の一般的諸規則に属するとした．TMS.VI.i.11を参照.

⑻ 数理社会学者による「社会秩序」の定義は，「社会秩序とは，各行為者が行為選択肢集合への自明な期待をいだき，高い蓋然性でその集合範囲内で行為するような相互行為状況のことである」（武藤，2005，24頁）.

⑼ Langlois（1986）の situational analysis（p.252）を参照．Langloisは制度と個人行為の関係をsystem constrain とし，制度制約と個人行為とから，類型的な行為選択が起こるとした.

⑽ スミスにおいて，制度として唯一（市場を除けば）重視されるのは，「正義」であるとする解釈を正義（justice）論中心の読解と言うが，この理解については，Hont and Ignatieff（1990）が明瞭である.

⑾ 正義の法とは「隣人の生命身体を守る諸法」「隣人の所有権と所有物を守る諸法」「他の人々との約束によって，隣人に帰属するものを守る諸法」（TMS.II.ii.2.2）である.

⑿ 星野（1994）はこの事態を「情念の反乱の一形態としての高慢・傲慢・虚栄・貪欲・野心」（48頁）とした.

⒀ 労働者側での道徳感情の腐敗については，「大都会」という生活状況で生活する労働者層における「観察者の不存在」による行為の不適宜性の発生である．拙著（田島，2003）第五章309頁

以下を参照.

⑭ Griswold（1999）の問題提起を参照．Griswold の主張は，スミスの同感理論が徳性を根拠づける理論であると同時に，それを解体，或いは，腐敗させる原因でもあるという「弁証法」を明らかにすることにある.

参考文献

河野勝（2006）:『制度』東京大学出版会.

田島慶吾（2003）:『アダム・スミスの制度主義経済学』ミネルヴァ書房.

星野彰男（2004）:『市場社会の体系　ヒュームとスミス』新評社.

盛山和夫（1998）:『制度論の構図』創文社.

武藤正義（2005）:「日常世界的秩序問題のゲーム理論的分析」,『ソシオロゴス』29：19-34.

Aoki, M.（2001）: *Comparative Institutional Analysis*. Cambridge, Massachusetts: The MIT Press.

Arrow, K. J.（1974）: *The Limits of Organization*. New York: W. W. Norton & Company.

Dequech, D.（2006）: "The New Institutional Economics and the Theory of Behaviour under Uncertainty," *Journal of Economic Behavior and Organization*, Vol.59, 109-131.

Eggertsson, T.（1990）: *Economic Behavior and Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.

Furubotn, E., and R. Richter（2000）: *Institutions and Economic Theory*. Ann Abor: The University of Michigan Press.

Granovetter, M.（1990）: "The Old and the New Economic Sociology: A History and an Agenda," in *Beyond the Marketplace Rethinking Economy and Society*, ed. by R. Friedland, and A. F. Robertson. New York: Aldine de Gruyter.

Granovetter, M., and R. Swedberg（2001）: "Introduction," in *The Sociology of Economic Life*, ed. by M. Granovetter, and R. Swedberg. Colorado: Westview

Haakonssen, K.（1981）: *The Science of a Legislator*. Cambridge: Cambridge University Press.

Harsanyi, J. C.（1977）: *Rational Behavior and Bargaining Equilibrium in Games and Social Situations*. Cambridge: Cambridge University Press.

Hayakawa, H.（2000）: "Bounded Rationality, Social and Cultural Norms, and Independence Via Reference Groups," *Journal of Economic Behavior and Organization*, Vol.43, 1-34.

Hont, I., and M. Ignatieff（1985）: "Needs and Justice in the Wealth of Nations," in *Wealth & Virtue the Shaping of Political Economy in the Scottish Enlightenment,* ed. by I. Hont, and M. Ignatieff. Cambridge: Cambridge University Press.

Langlois, R. N.（1990）：“The New Institutional Economic; an Introductory Essay,” *in Economics as a Process*, ed. by R. N. Langlois. Cambridge: Cambridge University Press, 1–25.

Lewis D.（2002［1969］）：*Convention*. Oxford: Blackwell Publishers.

Martinelli, A., and N. Smelser（1990）：*Economy and Society*. London: SAGE Publications.

Nee, V.（1998）：“Sources of the New Institutionalism,” in *The New Institutionalism in Sociology*, ed. by M. C. Brinton, and V. Nee. California: Stanford University Press.

Nelson, R., and B. Sampat（2001）：“Making Sense of Institutions as a Factor Shaping Economic Performance,” *Journal of Economic Behavior & Organization*, Vol.44, 31–54.

North, C. D.（1990）：*Institutions, Institutional Change and Economic Performance*. Cambridge: Cambridge University Press.

Ostrom, E.（2005）：*Understanding Institutional Diversity*. Princeton: Princeton University Press.

Powell, W. W., and P. J. Dimaggio（1991）：*The New Institutionalism in Organizational Analysis*. Chicago: The University of Chicago Press.

Raphael, D. D., and A.L.Macfie（1976）：“Introduction,” in *The Theory of Moral Sentiments*, ed. by D. D. Raphael, and A. L. Macfie. Oxford: Clarendon Press.

Rutherford, M.（1994）：*Institutions in Economics*. Cambridge: Cambridge University Press.

Schelling, T. C.（2002［1960］）：*The Strategy of Conflict*. Cambridge, Massachusetts: Harvard University Press.

Schotter, A.（1981）：*The Economic Theory of Social Institutions*. Cambridge: Cambridge University Press.

Skinner, A. S.（1996）：*A System of Social Science*. Oxford: Clarendon Press.

Smelser, N. J., and R. Swedberg（1994）：“The Sociological Perspective on the Economy,” in *The Handbook of Economic Sociology*, ed. by N. Smelser, and R. Swedberg. Princeton: Princeton University Press.

—（1994）：“The Sociological Perspective on the Economy,” in *The Handbook of Economic Sociology*, ed. by N. Smelser, and R. Swedberg. Princeton: Princeton University Press.

Smith, A.（1976）：The Theory of Moral Sentiments. ed. by D.D. Raphael, and A.L. Macfie. Oxford: Clarendon Press.（スミス『道徳感情論』上，下，水田洋訳，岩波書店，2003年）

—（1978）：Lectures on Jurisprudence. ed. by R.L. Meek, D.D. Raphael, and P. G. Stein. Oxford: Clarendon Press.（スミス『法学講義』水田洋訳，岩波書店，2005年）

—（1979）：An Inquiry to the Nature and Causes of the Wealth of Nations. ed. by D.D.Raphael and A.L. Macfie. Oxford : Clarendon Press.（スミス『諸国民の富』I，II，大内兵衛，松川七郎訳，

岩波書店，1981年）

Toboso, F.（2001）：“Institutional Individualism and Institutional Change: The Search for a Middle Way Of Explanation,” *Cambridge Journal of Economics*, 25, 765–783.

Weber, M.（1985(a)）：“Soziologische Grundkategorien” in *Wirtschaft Und Gesellschaft*, ed. by J. Winckelmann. Tübingen: J.C.B. Mohr.（ ヴェーバー『社会学の根本概念』清水幾多郎訳, 岩波書店, 1980年）

―（1985(b)）：“Über Einige Kategorien Der Verstehenden Soziologie,” in *Gesämmelte Aufsatze Zur Wissenshaftslehre*, ed. by J.Winckelmann. Tübingen: J.C.B. Mohr.（ヴェーバー『理解社会学のカテゴリー』林直道訳，岩波書店，1987年）